

平成28年11月11日

お 客 さ ま へ

豊川信用金庫

キャッシュカード振込の一部利用制限について

平素は豊川信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢者のお客さまをATMへ誘導し、電話で操作を指示して、意識しないうちに預金を振り込ませる還付金詐欺の被害が急増しています。

当金庫では、高齢者の還付金詐欺の被害を防止するため、緊急対応策として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

何卒、ご理解をいただきます様よろしくお願いいたします。

記

1. 緊急対応策

次のお客さまは、ATMの振込限度額を『0（ゼロ）円』に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、当金庫および他金融機関のATMから3年以上キャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客さま

(2) 開始時期

平成28年12月1日（木）より

(3) 上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでの振込取引を希望される場合

本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。

なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおり可能です。

以 上